

# 株 主 各 位

大阪市西区阿波座1丁目15番15号

株式会社 **カワタ**

取締役社長 白 井 英 徳

## 第65期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は、格別のご高配を賜りありがたく御礼申し上げます。

さて、当社第65期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使していただくことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成26年6月26日（木曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成26年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区梅田3丁目1番1号  
ホテルグランヴィア大阪 20階「鳳凰」(末尾記載の会場ご案内図をご確認ください)

### 3. 目的事項

- 報告事項
1. 第65期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第65期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

〈会社提案（第1号議案から第2号議案まで）〉

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 監査役1名選任の件

〈株主提案（第3号議案）〉

第3号議案 取締役1名の解任および退職慰労金の返還の件

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類の内容について、株主総会前日までに修正をすべき事情が生じた場合は、当社ホームページ（<http://www.kawata.cc/>）において掲載することにより、お知らせいたします。

# 事 業 報 告

(平成25年4月1日から)  
(平成26年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

世界経済は緩やかな回復傾向ではありますが、地政学的リスクも含めて懸念材料があり、不透明な状況となっております。先進国におきましては、米国の財政問題、欧州の債務問題、高水準の失業率等、先行きに対するリスクが存在しております。一方、新興国の経済成長率も先進国と比較すると依然高水準ながら、その拡大テンポは鈍化しております。

わが国経済は、世界経済の減速や領土を巡る近隣諸国との緊張の長期化等により、前年度は景気が低迷いたしました。当年度は円安・株高傾向が進み、自動車関連業界を中心に輸出や生産に持ち直しの動きがみられ、企業の業況判断も改善しつつあります。また、設備投資の動向を知るうえで先行指標の一つである機械受注統計の推移を見ても、製造業の機械受注額は7～9月で前年同期比8.2%増の9,745億円、10～12月で前年同期比14.8%増の9,802億円と持ち直してきており、1月は前月比13.4%増、2月が前月比11.9%減と、緩やかな増加傾向で推移しております。

このような環境下、当社グループは、プラスチック成形関連のコアビジネスにおきまして、品質の向上、納期の確守、新製品の開発等、競争力強化によるマーケットシェアの拡大を図るとともに、電池、食品、化粧品等の新規販売分野の開拓・拡大に注力してまいりました。

この結果、中国、台湾を中心とした東アジアの需要が総じて堅調に推移したことで、日本においても景気回復に伴い、年度後半は需要が持ち直したことで、売上高は前年同期比6億4千9百万円増(同4.3%増)の157億8百万円となりました。

損益面では、材料費を中心とした原価低減に努めたものの、前年度のタイの洪水被害の復興需要という特殊要因が無くなったことによる影響が大きく、また、中国や東南アジアにおける人件費等諸経費の増加等により、営業利益は前年同期比1億2千5百万円減(同17.8%減)の5億8千1百万円、経常利益は前年同期比1億5千6百万円減(同22.9%減)の5億2千6百万円となりました。

特別損益では、旧・大阪工場を譲渡したこと等により固定資産売却益1億3百万円を特別利益に計上したこと等により、当期純利益は前年同期比1億3千1百万円増(同68.3%増)の3億2千4百万円となりました。

## (2) 当社グループのセグメント別売上高の内訳

区 分	期 別	第64期 (平成25年3月期)		第65期(当連結会計年度) (平成26年3月期)		増減額
		売上高	構成比	売上高	構成比	
		百万円	%	百万円	%	百万円
日 本		9,736	64.7	10,131	64.5	395
東 ア ジ ア		4,210	28.0	5,002	31.8	792
東 南 ア ジ ア		2,521	16.7	1,684	10.7	△836
北 米		352	2.3	351	2.2	△0
セグメント間の取引消去		△1,761	△11.7	△1,461	△9.3	299
合 計		15,058	100.0	15,708	100.0	649

## (3) 資金調達等についての状況

### ① 資金調達

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関4社と総額15億円のコミットメントライン（特定融資枠契約）を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は15億円であります。

### ② 設備投資

当社グループは、当連結会計年度において総額2億5千7百万円の設備投資を実施いたしました。主なものは、川田機械製造（上海）有限公司における新工場建設費用8千万円、新たに設立したレイケンタイランドCO.,LTD.における製造設備2千9百万円、当社および国内子会社における設計図面管理強化、消費税率変更対応、WindowsXPサポート終了対応に伴うIT関連投資7千3百万円等であります。

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第62期 (平成23年3月期)	第63期 (平成24年3月期)	第64期 (平成25年3月期)	第65期(当連結会計年度) (平成26年3月期)
売上高(百万円)	12,598	13,459	15,058	15,708
経常利益(百万円)	504	460	682	526
当期純利益(百万円)	229	321	192	324
1株当たり当期純利益(円)	32.38	45.28	27.23	45.84
総資産(百万円)	11,906	13,591	14,570	15,974
純資産(百万円)	5,189	5,426	5,832	6,546
1株当たり純資産(円)	711.65	743.37	808.03	904.28

#### (5) 対処すべき課題

世界経済は緩やかに回復しているものの、米国の金融緩和縮小による影響や新興国の成長鈍化等の下振れが懸念されております。わが国経済も、年度前半は消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動が予想され、原油、食品等の輸入価格や資材等の物価の上昇要因もあり、本格的な景気および設備投資の回復時期は現時点では予測が困難な状況であります。

当社グループでは、かかる環境下、コア事業におきまして、生産拠点（日本、中国、東南アジア）および営業・サービス拠点（日本、中国、台湾、東南アジア、北米）相互の連携を強固にし品質、コスト、納期面での競争力を一層強化することにより、グローバル化するユーザーニーズへ対応しマーケットシェアの拡大と収益力の向上を図ってまいります。一方、高付加価値製品の開発や電池、食品、化粧品等の新規販売分野の開拓・拡大にも積極的に経営資源を投下することにより、市場対応力のある企業として成長を続け、企業価値・株主価値を高めるとともに、コーポレート・ガバナンスの強化、コンプライアンスの徹底、内部統制システムの整備・運用と改善の継続、人材の育成と強化により、経営体質の一層の強化を図ってまいり所存であります。

株主の皆様におかれましては今後とも一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 企業集団の主要な事業内容(平成26年3月31日現在)

事業	事業内容	主要製品
プラスチック製品製造機器事業	プラスチック材料等の貯蔵、輸送、混練、計量、乾燥、着色等の各工程の合理化機器の自動化システム及び金型の温度調節機器(金型温度調節機及び金型冷却機)及び粉砕機、環境保全関連の各工程の合理化機器の製造・販売・保守サービス	輸送機(オートローダー) 輸送・計量・混合機(オートカラー) 高速混合機(スーパーミキサー) 金型温度調節機器(ジャストサーモ、ダイナサーモ、ダイナクール) 乾燥機(チャレンジャー) 大型乾燥機 原料受入貯蔵システム 原料自動分配供給システム 原料計量混合システム 廃プラ破砕・造粒・減容システム(スーパーアドオンミキサー) プラスチック粉砕機

(7) 主要な営業所及び工場並びに従業員の状況(平成26年3月31日現在)

① 主要な営業所及び工場

(イ) 当社の主要な営業所及び工場

名称	所在地	名称	所在地
本社	大阪市西区	名古屋営業所	名古屋市東区
仙台営業所	仙台市太白区	大阪営業所	大阪市西区
埼玉営業所	埼玉県川口市	広島営業所	広島市南区
東京営業所	東京都中央区	九州営業所	福岡市博多区
南関東営業所	神奈川県厚木市	三田工場	兵庫県三田市
静岡営業所	静岡市駿河区		

(注) 上記のほか大阪工場は子会社である株式会社カワタテクノサービスおよび株式会社サーモテックへ、東京工場は子会社である株式会社カワタテクノサービスへ賃貸しております。

(ロ)子会社の主要な事業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
カワタU.S.A. INC.	米国ペンシルバニア州	川田機械香港有限公司	中華人民共和国香港特別行政区
カワタパンフィック P T E . L T D .	シンガポール国	川田國際股份有限公司	中華民国台湾省新竹市
カワタタイランド C O . , L T D .	タイ国バンコク市	株式会社カワタ テクノサービス	大阪市西区
レイケンタイランド C O . , L T D .	タイ国アユタヤ県	株式会社サーモテック	大阪市西成区
カワタマーケティング S D N . B H D .	マレーシア国ネグリセムビルン州	エム・エルエンジニア リング株式会社	静岡県藤枝市
PT.カワタインドネシア	インドネシア共和国西ジャワ州	株式会社レイケン	東京都中央区
川田機械製造 (上海)有限公司	中華人民共和国上海市	株式会社カンゲン	東京都中央区
冷研(上海)貿易 有 限 公 司	中華人民共和国上海市		

② 従業員の状況

(イ)企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
731名	(増) 11名

(ロ)当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
155名	(減) 14名	41.8歳	13.8年

(注) 従業員数には使用人兼務取締役、出向社員、パートタイマーおよび嘱託は含んでおりません。

## (8) 重要な子会社の状況(平成26年3月31日現在)

名 称	出資比率	主要な事業内容
カワタ U. S. A. INC. (KAWATA U. S. A. INC.)	100 (%)	アメリカ合衆国における パートナーシップに対する 投資 (持分 50%)
カワタ パシフィック PTE. LTD. (KAWATA PACIFIC PTE. LTD.)	100	プラスチック製品製造機器の 販売およびサービス業務
カワタ タイランド CO., LTD. (KAWATA (THAILAND) CO., LTD.)	60.00	プラスチック製品製造機器の 販売およびサービス業務
レイケンタイランド CO., LTD. (REIKEN (THAILAND) CO., LTD.)	100	水関連機器の製造および販売
カワタマーケティング SDN. BHD. (KAWATA MARKETING SDN. BHD.)	100	プラスチック製品製造機器の 販売およびサービス業務
PT. カワタインドネシア (PT. KAWATA INDONESIA)	100	プラスチック製品製造機器の 製造および販売
川田機械製造(上海)有限公司	100	プラスチック製品製造機器の 製造、販売およびサービス業務
冷研(上海)貿易有限公司	100	金型温度調節機器、水関連機器 の販売およびサービス業務
川田機械香港有限公司	100	プラスチック製品製造機器の 販売およびサービス業務
川田国際股份有限公司	100	プラスチック製品製造機器の 販売およびサービス業務
株式会社カワタテクノサービス	100	プラスチック製品製造機器の設計・ 保守・サービス・据付工事、販売
株式会社サーモテック	100	金型温度調節機器、水関連機器 の製造および販売
エム・エルエンジニアリング株式会社	100	プラスチック製品製造機器の 製造、販売およびサービス業務
株式会社レイケン	100	金型温度調節機器、水関連機器 の販売およびサービス業務
株式会社カンゲン	100	水関連機器の製造および販売

- (注) 1. カワタエンジMFG, SDN, BHD. につきましては、平成23年5月13日開催の当社取締役会において解散することを決議し法的手続中ではありますが、当連結会計年度末において会計上の清算処理は完了したため、連結の範囲から除外しております。
2. レイケンタイランドCO., LTD. の出資比率は株式会社レイケンの出資に係る間接出資割合49.00%および株式会社サーモテックの出資に係る間接出資割合49.00%を、PT. カワタイインドネシアの出資比率は川田機械製造（上海）有限公司の出資に係る間接出資割合40.00%を、冷研（上海）貿易有限公司の出資比率は株式会社レイケンの出資に係る間接出資割合100.00%を、株式会社サーモテックの出資比率は株式会社レイケンの出資に係る間接出資割合35.00%を、株式会社カンゲンの出資比率は株式会社レイケンの出資に係る間接出資割合100.00%を含んでおります。

(9) 主要な借入先及び借入額(平成26年3月31日現在)

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,617 百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	560
株 式 会 社 南 都 銀 行	466
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	266

2. 株式に関する事項(平成26年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 7,210,000株（自己株式126,587株）
- (3) 株 主 数 1,022名



#### (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
カワタ共伸会	749千株	10.57%
カワタ従業員持株会	498	7.04
株式会社三菱東京UFJ銀行	351	4.95
高塚雅博	350	4.94
太田敏正	293	4.14
川田昌美	184	2.60
森川順	150	2.11
川田修弘	144	2.04
日本生命保険相互会社	123	1.74
有限会社カワタ	119	1.67

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。  
2. 当社は、自己株式を126,587株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
3. 持株比率は自己株式(126,587株)を控除して計算しております。  
4. 持株比率のパーセントは、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 当社の会社役員に関する事項(平成26年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役 取締役社長	白 井 英 徳		株式会社カワタテクノサービス 取締役 エム・エルエンジニアリング株式会社 取締役 カワタU. S. A. INC. 代表取締役社長 カワタタイランドCO., LTD. 取締役 PT. カワタインドネシア 取締役 川田機械製造(上海)有限公司 董事長 川田国際股份有限公司 董事長 川田機械香港有限公司 董事長
取 締 役	森 畑 秀 則	執 行 役 員 設 計 ・ 製 造 ・ 開 発 部 門 統 括	
取 締 役	藤 坂 祐 宏	執 行 役 員 営 業 部 門 統 括	株式会社カワタテクノサービス 取締役 株式会社レイケン 取締役
取 締 役	柴 孝 幸	執 行 役 員 営 業 担 当	
取 締 役	白 石 互	執 行 役 員 管 理 部 門 統 括	レイケントイランドCO., LTD. 取締役 川田機械製造(上海)有限公司 監事 川田国際股份有限公司 監察人
取 締 役	尾 崎 彰		株式会社サーモテック 取締役 株式会社レイケン 監査役 エム・エルエンジニアリング株式会社 監査役 カワタU. S. A. INC. 取締役 PT. カワタインドネシア コミサリス 川田国際股份有限公司 董事 川田機械製造(上海)有限公司 副董事長 株式会社カンゲン 監査役
取 締 役	荒 川 慎 一		
取 締 役	高 塚 雅 博		株式会社レイケン 代表取締役社長 株式会社カンゲン 代表取締役社長 冷研(上海)貿易有限公司 董事長 株式会社サーモテック 取締役 レイケントイランドCO., LTD. 取締役
常勤監査役	城 豊 治		
監 査 役	内 田 重 胤		
監 査 役	軸 丸 欣 哉		弁護士

- (注) 1. 取締役荒川慎一氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役城豊治氏、内田重胤氏及び軸丸欣哉氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役城豊治氏及び内田重胤氏は、長年にわたり企業にて管理部門の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 監査役軸丸欣哉氏は弁護士の資格を有しており、弁護士法人 淀屋橋・山上合同に所属しております。

5. 当社と取締役荒川愼一氏及び監査役内田重胤氏、軸丸欣哉氏とは、会社法第425条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
6. 当社は執行役員制度を導入しており、平成26年3月31日現在の執行役員は7名（うち、取締役との兼務者は4名）であります。
7. 取締役荒川愼一氏、監査役城豊治氏および監査役内田重胤氏の3名につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

## (2) 取締役および監査役ごとの報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の総額	摘 要
取 締 役	9名	55,716千円	(うち社外取締役1名 3,970千円)
監 査 役	3名	17,445千円	(うち社外監査役3名17,445千円)
計	12名	73,161千円	

- (注) 1. 上記には、当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額を含んでおります。
2. 上記には、平成25年6月27日開催の第64期定時株主総会において退任した取締役1名を含んでおります。
3. 上記のほか、平成25年6月27日開催の第64期定時株主総会において退任した取締役1名に対しまして、役員退職慰労引当金を取り崩して役員退職慰労金20,800千円を支払っております。
4. 当社は、平成25年5月14日開催の取締役会において役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、平成25年6月27日開催の第64期定時株主総会において同制度廃止に伴う打ち切り支給が承認されました。上記には、取締役5名に対する打ち切り支給額43,400千円（うち社外取締役1名1,300千円）、監査役3名に対する打ち切り支給額4,800千円（うち社外監査役3名4,800千円）は含まれておりません。
5. 上記のほか、使用人兼務取締役（4名）の使用人給与相当額42,348千円（賞与を含む）を支払っております。

## (3) 各社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	荒 川 愼 一	当事業年度開催の取締役会のすべてに出席し、取締役の立場で適宜意見を述べております。
監 査 役	城 豊 治	当事業年度開催の取締役会及び監査役会のすべてに出席し、監査役の立場で適宜意見を述べております。
監 査 役	内 田 重 胤	当事業年度開催の取締役会及び監査役会のすべてに出席し、監査役の立場で適宜意見を述べております。
監 査 役	軸 丸 欣 哉	当事業年度開催の取締役会には15回のうち13回出席し、監査役会には13回のうち11回出席し、監査役の立場で適宜意見を述べております。

#### 4. 会計監査人に関する事項

##### (1) 名称

新日本有限責任監査法人

##### (2) 会計監査人に対する報酬等の額

①	公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	27,600千円
②	公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	700千円
③	当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,300千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬とを区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務の内容  
東京証券取引所への株式上場申請に係る業務

##### (3) 責任限定契約に関する事項

当社と会計監査人である新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項に基づき、会計監査人に悪意または重大な過失があった場合を除き、報酬その他の職務執行対価としての財産上の利益額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に2を乗じた額を損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。

##### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### 5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

##### (1) 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるために、取締役会は企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令定款遵守の体制の確立に努める。また、監査役会はこの内部統制システムの有効性と機能を監査し、課題の早期発見と是正に努めることとする。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、取締役会議事録、決裁後の稟議書など重要な意思決定の記録については、「文書管理規程」および「稟議規程」などの社内規程に則り作成、保存し管理する。各取締役および各監査役の要求があるときは、これを閲覧に供する。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業経営に対する重大なリスクに適切かつ迅速に対応するためにリスク審査委員会を編成し、リスク情報の収集と分析を行う。あわせて、その予防と緊急時の対応策を整備し、カワタグループ全体のリスクを統括的に管理する。また、緊急事態が発生した際の対応については、その連絡体制・行動指針などを明確にする。

## (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定期に開催するほか、予実統制の執行状況を監督するため、販売会議、業績検討会議を月次に開催するものとする。

② 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定めるものとする。

③ 経営企画室は、中期経営計画および年度事業計画を立案し、全社的な目標を設定し、取締役会にて決定する。社長は、各部門より業績のレビューと改善策を業績検討会議にて報告させ、具体的な施策を実施させるものとする。

## (5) 事業報告作成会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① グループ各社の経営管理および内部統制に関し、グループ各社の事業を所管する事業部門と連携し、グループ各社における内部統制の実効性を高める施策を実施するとともに、必要に応じてグループ各社への指導・支援を行うものとする。

② 「関係会社管理規程」を定め、同規程に基づく当社への決裁・報告制度によりグループ各社の経営管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。

**(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当社の使用人を任命する。また、重要事項については、監査・内部統制室が、適宜、監査役の補助体制をとることとする。当社の使用人については、その独立性を確保するために、任命および解任ならびに人事異動については、監査役会の同意を必要とする。

**(7) 取締役、執行役員および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する事項**

**① 取締役が報告すべき事項およびその体制**

取締役は、業務執行の決議機関である取締役会において決議した事項ならびに法令、定款に違反するおそれのある場合、会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実を発見した場合は、当該事実に関する事項を監査役会に報告するものとする。

また、法令の定めに従い、監査役は取締役会および重要な会議に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

**② 執行役員および使用人が報告すべき事項およびその体制**

「企業倫理ヘルプラインに関する規程」により、法令違反行為等に関する相談または通報の適正な処理の仕組みを定め、不正行為等の早期発見と是正、通報者の保護を図る。重大な法令違反、社内規程違反あるいは社会通念に反する行為等があった際は、遅滞なく取締役会および監査役会に通報する。

**(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役会は職務の遂行に必要なと判断したときは、前項の定めのない事項においても取締役および使用人ならびに会計監査人に対して報告を求めることができることとしている。

## 6. 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

### (1) 基本方針の内容の概要

当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねております。従って、当社は、当社経営の支配権の移転を伴うような買付提案等に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の自由な意思に基づき行われるべきものと考えます。

当社の企業価値・株主共同の利益の向上に資する者であれば、当社の株式を大量に取得し当社の経営に関与しようとする買付を否定するものではありませんが、当社株式の買付等の提案を受けた場合に、それが当社の企業価値・株主共同の利益に影響を及ぼすか否かにつき当社株主の皆様が適切に判断されるためには、当社株式買付等の提案をした者による買付後の当社の企業価値・株主共同の利益の向上に向けた取組み等について当社株主の皆様十分に把握していただく必要があると考えます。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、会社や株主に対して買付に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値・株主共同の利益に照らして不十分または不適切であるもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

当社は、このような企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。

### (2) 基本方針の実現及び企業価値向上のための施策

#### (a) 当社グループの経営の基本方針

当社グループは、プラスチック成形工場における合理化機器システムの製造販売に長年携わっております。製造工程の省力化と加工材料のロス低減による環境への負荷軽減を理念とし、CES（低コスト（C）、省エネ（E）、省スペース（S））を合言葉に、当業界のリーディングカンパニーとして、高機能かつ操作性に優れた独自製品を開発し新技術を世界に発信し続けるとともに、現場力を一層強化し収益力の向上を図っております。更に、プラスチック成形関連分野で培った技術、ノウハウを応用して、環境、電池、食品、化粧品等の新規販売分野を開拓・拡大していくことにより、市場対応力のある企業として成長を続け、企業価値・株主価値を高めていくことを基本方針としております。

(b) 中長期的な企業価値向上のための取組み

当社グループの主力納入先であるプラスチック成形加工業界は、国内外での激烈な技術革新と品質・価格競争の中にあります。

当社グループでは、かかる環境下、コア事業におきまして、生産拠点（日本、中国、東南アジア）および営業・サービス拠点（日本、中国、台湾、東南アジア、北米）相互の連携を強固にし品質、コスト、納期面での競争力を一層強化することにより、グローバル化するユーザーニーズへ対応しマーケットシェアの拡大と収益力の向上を図ってまいります。一方、高付加価値製品の開発や新規販売分野の開拓・拡大にも積極的に経営資源を投下することにより、安定した事業成長と高収益事業構造の構築を中長期的に目指してまいります。

また、当社グループは、公正で透明性の高いコーポレート・ガバナンスを実現することを経営上の重点課題のひとつとして位置づけ、組織体制や仕組みの整備に努め、当社グループ全社員に対して、強いコンプライアンス意識を持たせるように努めております。

以上により、企業価値を向上するとともに株主価値を持続的に増大させることを中長期的な目標としております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成25年5月14日の当社取締役会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を、株主総会において株主の皆様からご承認を受けることを条件として導入することを決議し、平成25年6月27日開催の当社第64期定時株主総会において、本プランを導入することの承認を得ております。

本プランは、当社株式に対する買付が行われた際、買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とするものであり、また、上記基本方針に反し、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付等を阻止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としています。

本プランは、(i)当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付等、(ii)当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け（以下、「買付等」と総称します。）を対象とします。



当社の株式等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、買付者等の買付内容の検討に必要な情報及び本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報や当社取締役会からの意見や根拠資料、当該買付等に対する代替案（もしあれば）が、当社経営陣から独立した者（現時点においては社外取締役、社外監査役、社外有識者各1名）から構成される独立委員会に提供され、その評価、検討を経るものとし、独立委員会は、必要があれば、外部専門家等の助言を独自に得た上、買付内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との交渉、株主に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、又は当該買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等であるなど、本プランに定める要件のいずれかに該当し新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会規程に従い、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施又は不実施の決議を行うものとし、当社取締役会は、上記決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

本プランの有効期間は、平成28年6月開催予定の定時株主総会の終結の時までです。但し、当該有効期間の満了前であっても、(i)当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は、(ii)当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

本プラン導入後であっても、新株予約権の無償割当てが実施されていない場合、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され、新株予約権の無償割当てが実施された場合、株主の皆様が、新株予約権行使の手続を行わないと、その保有する株式が希釈化される場合があります（但し、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、株式の希釈化は生じません。）。

#### (4) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

前記(2)(b)に記載した当社の中長期的な企業価値向上のための取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、前記(3)に記載のとおり当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において株主の承認を得た上で導入されたものであること、その内容として独立性の高い者のみから構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、合理的な客観的発動要件が設定されていること、有効期間が最長約3年と定められた上、取締役会により何時でも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>11,936,791</b>	<b>流動負債</b>	<b>5,852,479</b>
現金及び預金	4,068,847	支払手形及び買掛金	2,236,327
受取手形及び売掛金	5,587,503	短期借入金	1,982,378
商品及び製品	737,335	1年以内償還予定社債	60,000
仕掛品	345,295	リース債務	28,155
原材料及び貯蔵品	820,693	未払法人税等	122,773
繰延税金資産	89,241	製品保証引当金	143,127
その他	324,288	役員賞与引当金	28,850
貸倒引当金	△ 36,414	その他	1,250,867
<b>固定資産</b>	<b>4,038,161</b>	<b>固定負債</b>	<b>3,576,378</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>2,949,434</b>	社債	880,000
建物及び構築物	1,269,812	長期借入金	1,679,742
機械装置及び運搬具	188,152	リース債務	73,180
土地	1,236,683	繰延税金負債	163,185
リース資産	101,336	役員退職慰労引当金	192,595
建設仮勘定	84,458	退職給付に係る負債	564,885
その他	68,990	負ののれん	1,603
<b>無形固定資産</b>	<b>507,039</b>	その他	21,186
のれん	103,496	<b>負債合計</b>	<b>9,428,858</b>
その他	403,542	<b>(純資産の部)</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>581,687</b>	<b>株主資本</b>	<b>5,954,109</b>
投資有価証券	270,150	資本金	977,142
繰延税金資産	38,756	資本剰余金	1,069,391
その他	285,580	利益剰余金	3,950,515
貸倒引当金	△ 12,800	自己株式	△ 42,940
<b>資産合計</b>	<b>15,974,952</b>	その他の包括利益累計額	451,257
		その他有価証券	56,636
		評価差額金	394,621
		為替換算調整勘定	394,621
		<b>少数株主持分</b>	<b>140,727</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>6,546,094</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>15,974,952</b>

# 連結損益計算書

(平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		15,708,285
売 上 原 価		<u>10,829,868</u>
売 上 総 利 益		<b>4,878,417</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		<u>4,296,637</u>
営 業 利 益		<b>581,779</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	13,587	
保 険 解 約 返 戻 金	40,288	
負 の の れ ん 償 却 額	2,137	
そ の 他	<u>31,182</u>	87,196
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	81,314	
為 替 差 損	24,651	
コ ミ ッ ト メ ン ト ラ イ ン 手 数 料	11,425	
そ の 他	<u>24,971</u>	<u>142,363</u>
経 常 利 益		<b>526,613</b>
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	<u>103,799</u>	103,799
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	<u>1,518</u>	<u>1,518</u>
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		<b>628,894</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	266,500	
法 人 税 等 調 整 額	<u>18,819</u>	<u>285,320</u>
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		<u>343,574</u>
少 数 株 主 利 益		<u>18,835</u>
当 期 純 利 益		<b>324,739</b>

## 連結株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成25年4月1日残高	977,142	1,069,391	3,678,912	△42,455	5,682,991
連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△53,137		△53,137
当期純利益			324,739		324,739
自己株式の取得				△484	△484
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度変動額合計	—	—	271,602	△484	271,117
平成26年3月31日残高	977,142	1,069,391	3,950,515	△42,940	5,954,109

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
平成25年4月1日残高	52,598	△10,749	41,848	107,417	5,832,257
連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△53,137
当期純利益					324,739
自己株式の取得					△484
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	4,038	405,370	409,409	33,309	442,718
連結会計年度変動額合計	4,038	405,370	409,409	33,309	713,836
平成26年3月31日残高	56,636	394,621	451,257	140,727	6,546,094

(連結注記表)

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

子会社はカワタU. S. A. INC.、カワタパシフィックPTE. LTD.、カワタタイランドCO., LTD.、レイケンタイランドCO., LTD.、カワタエンジMFG. SDN. BHD.、カワタマーケティングSDN. BHD.、PT. カワタインドネシア、川田機械製造(上海)有限公司、冷研(上海)貿易有限公司、川田機械香港有限公司、川田国際股份有限公司、(株)カワタテクノサービス、(株)サーモテック、エム・エルエンジニアリング(株)、(株)レイケン及び(株)カンゲンの15社であり、すべて連結しております。なお、当連結会計年度より、新たに設立したレイケンタイランドCO., LTD. を連結の範囲に含めております。また、カワタエンジMFG. SDN. BHD. につきましては、平成23年5月13日開催の当社取締役会において解散することを決議し法的手続中ではありますが、当連結会計年度末において会計上の清算処理は完了したため、連結の範囲から除外しております。ただし、清算までの損益計算書については連結しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

子会社の決算日は、エム・エルエンジニアリング(株)を除き、いずれも12月31日であり、差異が3か月を超えないため当該決算日現在の計算書類によっておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結計算書類作成に必要な調整を行っております。なお、エム・エルエンジニアリング(株)の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定することにしております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(ロ) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品・仕掛品

個別法による原価法(連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法(連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(ハ) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

② 固定資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内子会社

定率法

但し、平成10年4月以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法

在外子会社

定額法

- (ロ) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
- (ハ) 無形固定資産  
定額法。但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
- ③ 引当金の計上基準
  - (イ) 貸倒引当金  
売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績を勘案した率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - (ロ) 製品保証引当金  
販売した製品のアフターサービス費用・クレーム費用の支出に備えるため、売上高を基準とした過去の実績率等に基づき、当連結会計年度に負担すべき将来の発生費用見積額を計上しております。
  - (ハ) 役員賞与引当金  
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
  - (ニ) 役員退職慰労引当金  
役員の退職により支給する退職慰労金に充てるため、内規に基づく期末退職慰労金要支給額の100%を計上しております。
- ④ 退職給付に係る負債の計上基準  
当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。  
前連結会計年度において表示していた「退職給付引当金」は「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日）の適用に伴い、当連結会計年度より「退職給付に係る負債」として表示しております。
- ⑤ 収益及び費用の計上基準
  - (イ) 完成工事高の計上基準  
請負工事に係る収益の計上については、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
- ⑥ のれんの償却方法及び償却期間に関する事項  
のれんについては、発生した都度、かつ子会社ごとに判断し、その金額の重要性が乏しい場合を除き、子会社の実態に基づいた適切な償却期間において定額法により償却することとしております。

⑦ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(イ) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債、収益及び費用は、子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

(ロ) ヘッジ会計の処理

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理によっており、金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
為替予約	外貨建売掛金・買掛金
金利スワップ	借入金

ヘッジ方針

為替予約取引については、輸出・輸入に係る為替変動リスクに備えるため、その残高は外貨建売掛金・買掛金の期中平均残高を超えない方針をとっております。金利スワップ取引については、金利変動リスクを低減するため、借入金残高の範囲内で行う方針をとっております。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジの開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、為替予約取引の振当処理および金利スワップ取引の特例処理については有効性の評価の判定を省略しております。

(ハ) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

⑧ 追加情報

当社における役員退職慰労金制度の廃止

当社は平成25年5月14日開催の取締役会において、当社の役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、平成25年6月27日開催の定時株主総会において、同制度廃止に伴う役員退職慰労金の打ち切り支給が承認されました。これに伴い、当社の役員退職慰労金を全額取り崩し、打ち切り支給に伴う未払額20,000千円を固定負債の「その他」に含めて表示しております。



2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建 物 及 び 構 築 物	959,920千円
土 地	966,678千円
計	1,926,598千円

② 担保に係る債務

短 期 借 入 金	50,000千円
長 期 借 入 金	1,568,800千円
計	1,618,800千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,338,007千円

(3) コミットメントライン（特定融資枠契約）

運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関4社と総額1,500,000千円のコミットメントライン（特定融資枠契約）を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は1,500,000千円であります。

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普 通 株 式 7,210,000株

(2) 配当に関する事項

① 配当支払額

決 議	株式の種 類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通 株式	53,137	7.50	平成25年 3月31日	平成25年 6月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当金のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種 類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通 株式	利益剰余金	53,125	7.50	平成26年 3月31日	平成26年 6月30日

#### 4. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については金融機関からの借入及び社債による方針です。デリバティブ取引は、将来の為替変動および借入金の金利変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行いません。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、グループ各社の基準（与信管理規程等）に従い、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクにさらされておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日です。

借入金及び社債については、事業投資資金は社債や長期借入金により調達し、運転資金は短期借入金により調達することを基本方針としております。短期借入金の一部は、変動金利であるため金利の変動リスクにさらされております。

デリバティブ取引につきましては、外貨建の営業債権、営業債務の為替の変動リスクを回避するために為替予約取引を行っており、契約先は信用度の高い金融機関に限定しております。グループ各社毎の決裁基準に基づいて取引の執行を行い、当該取引状況については毎月子会社から親会社へ報告する体制にしております。また、借入金の金利変動リスクを回避するため、親会社の長期借入金の一部で金利スワップ取引を行っており、契約先は信用度の高い金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、1.「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記」(4)「会計処理基準に関する事項」⑦「その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項」に記載されている(ロ)「ヘッジ会計の処理」をご覧下さい。

当社グループでは、各社からの報告に基づき資金計画を適時に作成・更新を行い、資金調達に係る流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4,068,847	4,068,847	—
(2) 受取手形及び売掛金	5,551,089	5,551,089	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	266,150	266,150	—
(4) 支払手形及び買掛金	(2,236,327)	(2,236,327)	—
(5) 短期借入金	(924,160)	(924,160)	—
(6) 社債	(940,000)	(944,307)	4,307
(7) 長期借入金	(2,737,960)	(2,744,007)	6,047

(注) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。受取手形及び売掛金は対応する貸倒引当金を控除しております。また、社債及び長期借入金には1年以内償還予定社債及び1年以内返済予定長期借入金をそれぞれ含めて表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格がないため、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(8) デリバティブ取引  
ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引  
金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	当連結会計年度（平成26年3月31日）		
			契約額等（千円）	契約額等のうち1年超（千円）	時価（千円）
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定受取変動	長期借入金	1,180,000	605,000	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金に含めて記載していません。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額4,000千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産	904円28銭
1株当たり当期純利益	45円84銭

6. 本連結計算書類中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>5,190,531</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,840,861</b>
現金及び預金	1,154,601	買掛金	974,061
受取手形	824,786	短期借入金	1,363,200
売掛金	2,728,316	1年以内償還予定社債	60,000
製成品	55,661	リース債	21,702
材料	277,355	未払金	84,388
仕掛品	101,793	未払費用	129,166
前払費用	19,048	未払法人税等	18,678
未収入金	11,637	未払消費税	46,999
その他	17,330	前受り金	44,630
		預製品保証引当金	8,088
			89,947
<b>固定資産</b>	<b>4,782,175</b>	<b>固定負債</b>	<b>2,707,966</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>2,266,257</b>	社債	880,000
建物	967,318	長期借入金	1,424,500
構築物	25,285	長期未払り	20,000
機械装置	62,796	長期リース債	78,000
車両運搬具	0	繰上り債	51,382
工具器具備品	13,189	繰上り延税引当金	54,071
土地	1,123,193	退職給付引当金	200,012
リース資産	73,084		
建設仮勘定	1,388	<b>負債合計</b>	<b>5,548,827</b>
		<b>(純資産の部)</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>1,775</b>	<b>株主資本</b>	<b>4,368,955</b>
ソフトウェア	1,775	資本金	977,142
施設利用権	0	資本剰余金	1,069,391
		資本準備金	1,069,391
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,514,141</b>	利益剰余金	2,365,361
投資有価証券	234,845	利益準備金	128,660
関係会社株式	1,404,712	その他利益剰余金	2,236,701
関係会社出資金	686,079	土地圧縮積立金	52,989
従業員長期貸付金	3,459	別途積立金	1,840,000
関係会社長期貸付金	92,260	繰越利益剰余金	343,712
長期前払費用	2,169	<b>自己株式</b>	<b>△ 42,940</b>
積立保険金	27,935	評価・換算差額等	54,923
会社員権	10,800	その他有価証券	54,923
差入保証金	62,680	評価差額金	
貸倒引当金	△ 10,800	<b>純資産合計</b>	<b>4,423,879</b>
<b>資産合計</b>	<b>9,972,707</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>9,972,707</b>

# 損 益 計 算 書

(平成25年4月1日から)  
(平成26年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		7,281,993
売 上 原 価		<u>5,841,340</u>
売 上 総 利 益		1,440,653
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		<u>1,513,409</u>
営 業 損 失		72,756
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	89,577	
固 定 資 産 賃 貸 料	83,240	
そ の 他	<u>42,239</u>	215,057
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	58,664	
コ ミ ッ ト メ ン ト ラ イ ン 手 数 料	11,425	
固 定 資 産 賃 貸 費 用	50,340	
そ の 他	<u>17,597</u>	<u>138,028</u>
経 常 利 益		4,273
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	102,916	
子 会 社 清 算 益	<u>10,241</u>	113,157
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	<u>731</u>	<u>731</u>
税 引 前 当 期 純 利 益		116,699
法人税、住民税及び事業税	14,434	
消 費 税 等 調 整 額	<u>29,343</u>	<u>43,777</u>
当 期 純 利 益		<u>72,921</u>

# 株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から)  
(平成26年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資本剰余金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
					土地圧縮 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
平成25年4月1日残高	977,142	1,069,391	1,069,391	128,660	—	1,790,000	426,917	2,345,577	△42,455	4,349,655
当期変動額										
剰余金の配当							△53,137	△53,137		△53,137
土地圧縮 積立金の積立					52,989		△52,989			
別途積立金の積立						50,000	△50,000			
当期純利益							72,921	72,921		72,921
自己株式の取得									△484	△484
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	—	—	52,989	50,000	△83,204	19,784	△484	19,300
平成26年3月31日残高	977,142	1,069,391	1,069,391	128,660	52,989	1,840,000	343,712	2,365,361	△42,940	4,368,955

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成25年4月1日残高	56,498	56,498	4,406,153
当期変動額			
剰余金の配当			△53,137
土地圧縮 積立金の積立			
別途積立金の積立			
当期純利益			72,921
自己株式の取得			△484
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)	△1,574	△1,574	△1,574
当期変動額合計	△1,574	△1,574	17,725
平成26年3月31日残高	54,923	54,923	4,423,879

(個別注記表)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定することにしております。)

時価のないもの：移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品：個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

材 料：移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

③ デリバティブの評価基準及び評価方法：時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

但し、平成10年4月以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法

② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

③ 無形固定資産：定額法。但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

④ 長期前払費用：均等償却によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金：売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績を勘案した率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 製品保証引当金：販売した製品のアフターサービス費用・クレーム費用の支出に備えるため、売上高を基準とした過去の実績率等に基づき、当期に負担すべき将来の発生費用見積額を計上しております。

③ 役員賞与引当金：役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

④ 退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、発生していると認められる額を計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。



(4) 収益及び費用の計上基準

① 完成工事高の計上基準

請負工事に係る収益の計上については、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

② ヘッジ会計の処理

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理によっており、金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

(ヘッジ対象)

為替予約

外貨建売掛金・買掛金

金利スワップ

借入金

ヘッジ方針

為替予約取引については、輸出・輸入に係る為替変動リスクに備えるため、その残高は外貨建売掛金・買掛金の期中平均残高を超えない方針をとっております。金利スワップ取引については、金利変動リスクを低減するため、借入金残高の範囲内で行う方針をとっております。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジの開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、為替予約の振当処理および金利スワップ取引の特例処理については有効性の評価の判定を省略しております。

③ 消費税等の処理方法：税抜方式によっております。

(6) 追加情報

役員退職慰労金制度の廃止

当社は平成25年5月14日開催の取締役会において、当社の役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、平成25年6月27日開催の定時株主総会において、同制度廃止に伴う役員退職慰労金の打ち切り支給が承認されました。これに伴い、当社の役員退職慰労金を全額取り崩し、打ち切り支給に伴う未払額20,000千円を固定負債の「長期未払金」として表示しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### ① 担保に供している資産

建物	934,634千円
構築物	25,285千円
土地	966,678千円
計	1,926,598千円

#### ② 担保に係る債務

短期借入金	50,000千円
長期借入金	1,568,800千円
計	1,618,800千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,766,408千円

### (3) 有形固定資産の圧縮記帳額

固定資産のうち、国庫補助金による圧縮記帳額は工具器具備品5,967千円で、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

### (4) 保証債務

子会社の金融機関からの借入金に対する債務保証303,666千円

### (5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	366,408千円
短期金銭債務	235,321千円
長期金銭債務	78,000千円

### (6) コミットメントライン（特定融資枠契約）

運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関4社と総額1,500,000千円のコミットメントライン（特定融資枠契約）を締結しております。この契約に基づく当期末の借入未実行残高は1,500,000千円であります。

## 3. 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

売上高	1,285,284千円
仕入高	1,970,290千円
販売費及び一般管理費	13,651千円
営業取引以外の取引高	187,012千円

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

事業年度末における自己株式の種類及び株式数  
 普通株式 126,587株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

未払賞与	26,460千円
棚卸資産評価損否認	29,758千円
製品保証引当金	32,057千円
貸倒引当金損金算入限度超過額	3,849千円
株式評価損否認	21,691千円
関係会社株式等評価損否認	29,743千円
役員権評価損否認	11,704千円
退職給付引当金	71,284千円
長期未払金	7,128千円
減損損	5,806千円
繰越欠損	361,090千円
繰越の他	24,023千円
繰延税金資産小計	624,596千円
繰延税金資産引当額	△624,596千円
繰延税金資産合計	一千円
その他有価証券評価差額金	△24,727千円
土地圧縮積立金	△29,343千円
繰延税金負債合計	△54,071千円
繰延税金負債純額	△54,071千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	㈱サーモテック	大阪市西成区	33,400千円	プラスチック製品製造機器事業	(所有)直接65.0 間接35.0	兼任3名 転籍2名	当社製品の製造	プラスチック製品製造機器の仕入	1,079,876	買掛金	179,936
								固定資産賃貸料	66,702	—	—
子会社	川田機械製造(上海)有限公司	中華人民共和国上海市	7,025千米ドル	プラスチック製品製造機器事業	(所有)直接100.0	兼任3名 出向2名	当社製品の製造・販売・据付工事及びアフターサービス	金融機関からの借入金に対する債務保証	303,666	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 売買価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
2. 固定資産賃貸料については、一般取引条件と同様に決定しております。
3. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産	624円54銭
1株当たり当期純利益	10円29銭

8. 本計算書類中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成26年 5月30日

株式会社 カワタ

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 増田 豊 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 村上 和久 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社カワタの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カワタ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

平成26年5月30日

株式会社 カワタ

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 増田 豊 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 村上 和久 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カワタの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

更に、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められませんでした。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年6月9日

株式会社カワタ監査役会

常勤監査役（社外監査役） 城 豊 治 ㊞

監 査 役（社外監査役） 内 田 重 胤 ㊞

監 査 役（社外監査役） 軸 丸 欣 哉 ㊞

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、安定的な配当維持と業績向上に伴った株主の皆様への配当（利益還元）を充実させることを経営の重要政策のひとつとして位置付けるとともに、中長期的には安定した事業成長を図り株主価値を持続的に向上させるため、事業の進展状況等を勘案し研究開発、市場開発、戦略投資等に内部留保資金を投下していくことを基本方針としております。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき 7円50銭  
配当総額 53,125,598円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成26年6月30日



## 第2号議案 監査役1名選任の件

監査役軸丸欣哉氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
じく まる きん や 軸丸欣哉 (昭和42年4月30日生)	平成10年4月 弁護士登録 平成10年4月 淀屋橋合同法律事務所（現弁護士法人 淀屋橋・山上合同）に入所 （現在に至る） 平成18年6月 当社監査役 （現在に至る）	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 軸丸欣哉氏は、社外監査役候補者であります。
3. 軸丸欣哉氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての専門的知識・経験等を当社経営に反映し、コンプライアンス強化を図るためであります。また過去に会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。同氏が社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって8年となります。
4. 軸丸欣哉氏の再任が承認された場合、当社と軸丸欣哉氏との間で締結しております会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項に定める金額を限度とする契約を継続する予定です。

### （株主提案（第3号議案））

第3号議案は株主（1名）からの提案によるものであります。なお、提案株主の議決権の数は293個（議決権比率4.14%）であります。

#### 第3号議案 取締役1名の解任および退職慰労金の返還の件

##### 1. 提案の内容

尾崎彰取締役を取締役の職を解いて解任すること、及び2013年に支払った退職慰労金を返還させること

##### 2. 提案の理由

- ① ㈱カワタは2008年度末に大阪市西成区に4,628㎡の土地を金7億1,392万円で買い取った。2008年度末といえりリーマンショックの影響の真ただ中で、日本経済が大きく落ち込んでいた時期である。このような時期には不要不急の土地取得は控えるというのが常識であるが、その時期に1坪約50万円という高級住宅地並の価格で工場用地を取得し、しかもその稼働開始は土地取得後3年余りもたってからである。この工場稼働開始後も㈱カワタの国内業績は低迷を続け、とてもその工場が業績に貢献しているようには思えない。㈱カワタの主要事業分野はプラスチック成形加工分野であるが、リーマンショック後にその事業分野が更に縮小することはその当時から十分に予想されたが、実際にその通りになった。
- ② ㈱カワタは2012年度に提携関係にあった㈱レイケンを金6億2,500万円で買い取ったが、技術的ノウハウもない単なる販売会社の買収額としては、とてつもなく高額であり、その額の算定に大いに疑問がある。元々㈱レイケンと㈱カワタとは緊密な相互取引の関係にあり、㈱レイケンの業績は㈱カワタのさじ加減でいくらでも調整可能である。したがって㈱レイケンの企業評価は、㈱カワタと関連しない事業の評価を基に算定すべきであるのに、買収額の算定は、㈱レイケンの事業全体の業績評価で行われている。そのため現在、株主代表訴訟により湯川直人前社長と尾崎取締役が被告として提訴されており、大阪地方裁判所にて3名の裁判官の合議制により、その法的責任についての本格的な審議が行われている。その法的責任については裁判所の判断に委ねられるが、株主として、尾崎取締役の経営責任を問うべきと考える。以上の2点により、当時代表取締役にあった尾崎取締役は合理的な経営を行う適正に欠けていたと判断する。湯川直人前社長は責任を取って2013年に辞職した。しかし、それ以上に責任のある当時の財務担当代表取締役であった尾崎取締役がいまだに取締役の職にあるのは許されることではない。また、以上の2点により㈱カワタに多大な損害を与えている可能性があるため、退職慰労金の返還は最低限の責務である。そのため、以上の通り提案します。

(会社注) 以上は、株主から提出された株主提案の内容および理由をそのまま記載したものであります。

○本株主提案に対する当社取締役会の意見

本株主提案にかかる議案は、「尾崎彰取締役の解任」及び「退職慰労金の返還」の2件ですが、退職慰労金の返還については、そもそも株主総会の決議事項ではなく、したがって、これを議案とする株主提案はおよそ不適法なものとして許されません。なお、当社では、平成25年6月27日の定時株主総会において、取締役にかかる退職慰労金制度の廃止についてご承認いただくとともに、その時点で在任中の取締役に対して相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈すること、並びに、退職慰労金の具体的な金額、支給方法については取締役会にご一任いただくことについても、株主様のご承認をいただいております。

よって、本株主提案にかかる議案は、「取締役1名の解任の件」として取り扱うべきものとなりますが、取締役会としては、本議案に反対いたします。

反対理由

- ① 当社が平成21年3月期に大阪市西成区南津守に4,628㎡の土地を購入したことは事実ですが、以下のとおり、提案の理由①に記載の事実は全く根拠のないものであり、およそ解任の理由とはなりません。まず、土地の価格につきましては、平成22年6月29日の定時株主総会にて株主様より「南津守の土地について、その規模、価格について、相場から見てどうであったか聞きたい。」との質問があり、担当の尾崎彰常務取締役（当時）より、「有価証券報告書にも開示しておりますが、南津守の土地は1400坪で坪単価は約50万円であります。近隣の不動産相場もよく調査し確認しておりますし、不動産鑑定士による証明も取っております。老朽化した工場を立て替えるべく購入しております。」とお答えしている通りです。

また、土地購入後の状況につきましても、平成23年6月29日には定時株主総会にて株主様より「リーマンショックの直後ならば土地の価格は時間を追って下落すると考えるのが、一般的ではないか。その後3年間具体的な成果、今後のビジョンを聞かせてほしい。」等のご質問があり、担当の尾崎彰常務取締役（当時）より、「2008年のリーマンショック直後に土地を購入しましたが、すぐに工場を建設しなかったという判断は正しかったと思います。念の為、本年年初に当該地の鑑定評価を致しましたが、土地の価格は下がっていません。むしろ当初の工業専用から工業地区へと用途が変更になっており、となりにには上新電機が店舗を建設中で、開発がさかんに行われる環境になっていまして、土地の価値としては上がっています。今後の利用については、老朽化した工場があり、三田工場で新規の事業をするにも十分な広さ

があるわけでもないので、近々に事業資産として活用するつもりでございます。」とお答えしている通りです。

以上のとおり、南津守の土地取得は当社の取締役会にて検討を重ねた結果決議したものであり工場移転についても経済環境、経営状況、更に震災等に対するリスクヘッジを総合的に判断して、平成23年3月28日の取締役会にて決議したものです。

工場移転については、平成24年5月に南津守に大阪工場を移転し、子会社の㈱サーモテック、㈱カワタテクノサービスへ賃貸しております。㈱サーモテックは金型温度調節機、金型冷却機を生産し、主に㈱カワタ、㈱レイケン（当時、33.3%の共同出資者）が国内及び海外へ販売しております。また㈱カワタテクノサービスにとっては西日本の重要なサービス拠点となっております。現在、㈱サーモテック、㈱レイケン、㈱カワタテクノサービスの業績は堅調であり、財政状態も問題はありません。また、会計上も固定資産の減損の対象にはなっていません。

よって、提案の理由①は何の根拠もなく、そのような理由によって当社取締役の解任を求めること自体、当社ならびに当該取締役個人の名誉・信用を毀損するおそれがあるもので、極めて遺憾であるといわざるを得ません。

- ② 提案の理由②にかかるレイケンの株式取得については、提案の理由②でも言及されているとおり株主代表訴訟が係属中ですので、詳細な説明は控えさせていただきますが、平成25年6月7日付で株主代表訴訟に関して開示させていただいております内容をご説明申し上げます。すなわち平成24年12月12日付で本訴訟の原告株主から当社監査役に対し、取締役が善管注意義務違反等があったことから、損害賠償請求を行うよう提訴請求を受けましたが、監査役が調査を行った結果、取締役には忠実義務及び善管注意義務違反は無いものと判断されました。よって監査役は原告株主に対して、平成25年2月4日付「不提訴理由通知書」にて取締役を提訴しない旨を通知しました。また、平成25年6月7日開催の取締役会で、当社が被告（取締役2名）側へ補助参加をすることを決定し、監査役全員の同意も得ており、現在係属中です。なお、提案の理由②については、そこで言及されている株主代表訴訟というのは提案者自身が原告となって提起したものであること、また、「㈱レイケンの業績は㈱カワタのさじ加減でいくらかでも調整可能である。」という提案者の主張は、全く根拠不明で、事実にも相違することを、念のため、申し添えておきます。

取締役尾崎彰氏は、平成8年6月の取締役就任以来、着実にその担当業務を遂行しており、取締役としての責務を忠実に果たしております。提案者の主張する理由はいずれも何ら理由のないものであり、本提案議案は提案者の尾崎彰氏に対する極めて個人的な感情に基づく中傷の域を出ないものといわざるを得ません。尾崎彰氏については、取締役としての欠格事由が存在しないことはもちろん、取締役としての資質についても人格・識見ともに優れており、当社取締役会は今後も尾崎彰氏がその職責を十分に果たしうるものと期待しております。

第65期は、念願の東京証券取引所市場第2部への上場を果たし、日々、業績改善に向けまい進しています。湯川前社長は責任を取って辞任したのではなく、引き続き最高顧問として、また尾崎取締役は非常勤の相談役として業績向上に尽力しております。

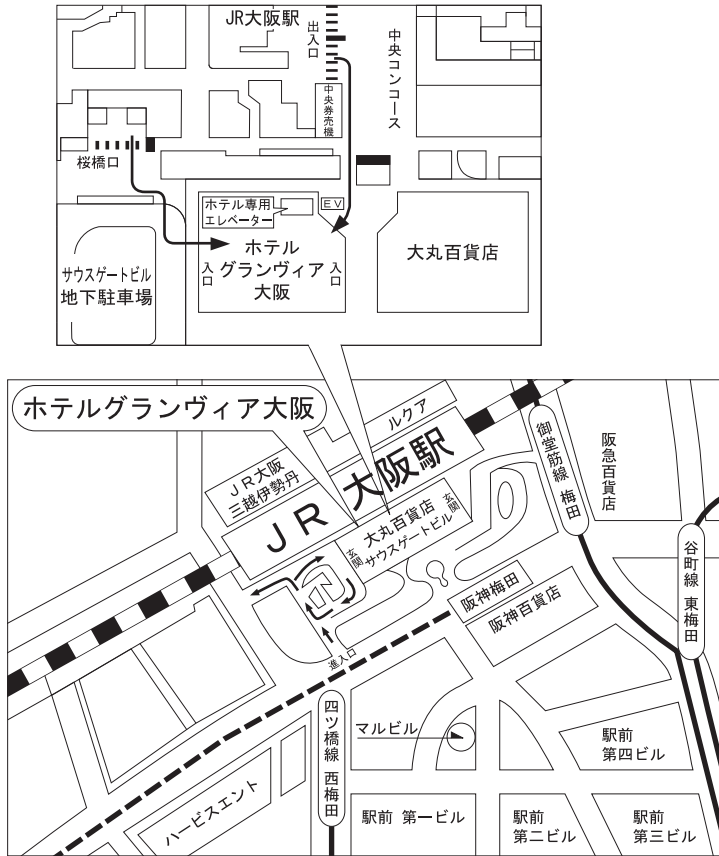
したがって、当社取締役会は本議案には反対するものです。

以 上





## 第65期定時株主総会会場ご案内図



会場：大阪市北区梅田3丁目1番1号  
ホテルグランヴィア大阪 20階 「鳳凰」  
TEL 06-6344-1235  
交通 JR大阪駅 中央改札口出て右手すぐ